

市民発のキラリと光る提案をみなさんもお覧ください！ 「佐賀市ぴかぴか☆協働まちみがきプロジェクト2010」公開審査会！！

市民活動団体と市役所との協働の取り組み事業を委託事業として募集しました。今回このプロジェクトへの提案事業の審査会を公開コンペ方式で開催します。

みなさんもこの機会に参加いただき、市民発のアイデアやネットワークを活かした提案をご覧ください！

- 日時／5月29日(土)13時～17時(予定) ※応募団体数によって時間帯が変わる場合があります
- 場所／アイ・スクエアビル 5階大会議室
- 審査事業内容／

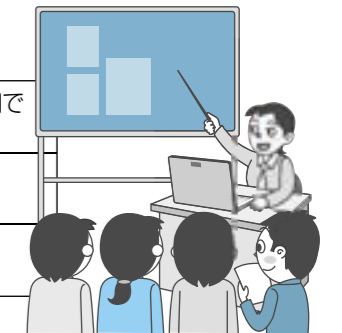
部門	協働にチャレンジ！	自由	委託金額	採択数	
				1事業あたり上限40万円まで(総額160万円)	総額160万円の範囲で採択します
部門	すすめよう！男女共同参画	「男女共同参画」の推進啓発	20万円まで	1	1
	目指そう！ペットとのいい関係	「動物との共生」についての啓発	25万円まで	1	1

- 選考方法／提案事業について応募団体からプレゼンテーション、および審査委員との質疑応答を含む公開コンペ方式で審査し、最優秀提案者を決定します。

■参加費／無料(先着40人)

■申込方法／①参加者氏名(所属団体等)、②電話連絡先等を、電話・ファクス・電子メールのいずれかで、5月24日(月)までに申し込みください。

※当日参加も可能ですが、配布資料の関係もありますので、できるだけ事前の参加申し込みにご協力ください。



☎️ 申し込み・問い合わせ
本庁 市民活動推進課 市民活動推進係 (アイ・スクエアビル 4階)
☎️ 40-7078 FAX 40-2050
✉️ katsudo@city.saga.lg.jp

久保田町のごみ処理について

受け入れ先の地元関係地区のご理解、ご協力に感謝します。

久保田町のごみについては、これまで小城市四町との共同設置による「天山区共同塵芥処理場」で処理していましたが、この処理場が廃止されたことから、佐賀市のごみ処理場で受け入れざるを得なくなりました。このたびは高木瀬町平尾地区をはじめ周辺6地区の住民の皆様のご理解とご協力をいただくことができ、久保田町のごみは、4月1日から高木瀬町の佐賀市清掃工場へ受け入れることになりました。

佐賀市清掃工場は、近隣の自治会などの環境保全協定で、合併前の「旧佐賀市内のごみを処理する」となっていたため、久保田町のごみ受け入れに当たっては、この協定を見直す必要があります。

この清掃工場所在地の高木瀬町には、昭和43年から佐賀市民のごみ処理をお願いし、これまで40年以上の長期にわたり、住民の皆様にご迷惑とご不安をおかけしてきた経緯があります。このたびの久保田町のごみ受け入れについては、協定書の見直しについて、地元関係地区住民の皆様が苦渋の選択をいただきましたことに対し、心から感謝申し上げます。

これからは本市は「安全、安心」を第一に心がけ、地域の環境保全に万全の対策を講じながら、ごみ処理行政を行ってまいります。市民の皆様のご理解、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

佐賀市長 秀島敏行

平成21年度市長交際費・市交際費の執行状況

●市長交際費 市長自らが、市を代表して行う行為に要する経費

単位:円、()内は件数

月	弔慰	見舞い	御祝	賛助	激励金	接遇	会費	報奨金	その他	合計
4月	10,000 (1)					57,335 (4)	16,000 (3)			83,335 (8)
5月							9,500 (3)			9,500 (3)
6月						10,250 (2)				10,250 (2)
7月						9,450 (1)	24,000 (4)			33,450 (5)
8月						20,475 (3)		30,000 (1)		50,475 (4)
9月						6,300 (1)		100,000 (1)		106,300 (2)
10月	10,000 (1)					3,150 (1)		40,000 (2)		53,150 (4)
11月										0 (0)
12月						16,175 (4)	13,000 (3)			29,175 (7)
1月						15,876 (4)	51,000 (9)			66,876 (13)
2月						2,772 (1)	8,000 (1)			10,772 (2)
3月						2,940 (1)				2,940 (1)
合計	20,000 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	144,723 (22)	121,500 (23)	170,000 (4)	0 (0)	456,223 (51)

●市交際費 市が、市として行う行為に要する経費ならびに副市長、部長および課長などが、職務として行う行為に要する経費

単位:円、()内は件数

月	弔慰	見舞い	御祝	賛助	激励金	接遇	会費	報奨金	その他	合計
4月	21,000 (1)						5,000 (1)			26,000 (2)
5月							5,000 (1)			5,000 (1)
6月					10,000 (1)	5,200 (1)	13,000 (2)			28,200 (4)
7月						9,855 (2)	22,000 (3)			31,855 (5)
8月							3,000 (1)			3,000 (1)
9月	31,000 (2)						28,000 (3)			59,000 (5)
10月	30,000 (2)					55,800 (2)	6,000 (2)			91,800 (6)
11月				15,750 (1)		13,301 (2)	18,000 (2)			47,051 (5)
12月					40,000 (4)					40,000 (4)
1月						10,689 (2)	41,000 (5)			51,689 (7)
2月						11,867 (3)	7,000 (1)			18,867 (4)
3月	20,000 (1)				10,000 (1)	16,800 (1)	10,000 (1)			56,800 (4)
合計	102,000 (6)	0 (0)	0 (0)	15,750 (1)	60,000 (6)	123,512 (13)	158,000 (22)	0 (0)	0 (0)	459,262 (48)

支出種別の説明

- 弔慰…市政関係者およびその親族(配偶者および一親等の親族に限る)に対する香典、供花など
- 見舞い…市政関係者の病気、災害などに際しての見舞い金など
- 御祝…記念行事、式典などに際しての祝金など
- 賛助…各種大会、新聞などの特別企画などで公益性のあるものに対する賛助金など
- 激励金…小学生、中学生および高校生の各種全国大会参加ならびに市民などの国際大会、海外青年協力隊およびシニア海外ボランティアへの参加に際しての激励金など
- 接遇…来客、市政関係者との懇談および土産、記念品など
- 会費…市政の円滑な運営に資する会議、会合、研修会などの参加費など
- 報奨金…中学生および高校生の各種全国大会ならびに市民等の国際大会への出場に際して優秀な成績をおさめた人への報奨など
- その他…前各号に掲げるもの以外の交際費など

くわしくは、市のホームページ <http://www.city.saga.lg.jp/> 「市長の部屋」→「交際費公開」または、総務法制課情報公開係(本庁1階西)でも公表しています。

☎️ 問い合わせ
本庁 秘書課秘書係
☎️ 40-7020

佐賀市では、「市民活動保険制度」を実施しています

佐賀市では、市民活動を安心して行うことができるように、活動中の万が一の事故に備えて、市民活動保険制度を実施しています。この保険制度は、市民活動を行っている人などが、活動中にけがをしたり死亡した場合、あるいは活動の参加者などに損害を与えた場合などに補償を行うものです。



■保険の対象となる活動は？

- 次の①～⑤の内容をすべて満たす活動が対象となります。
- ①5人以上の市民によって組織され、市内に活動の拠点を置いた市民活動団体による活動
 - ②広く公共の利益を目的とした自発的な活動
 - ③年間を通じて計画的・継続的に行われている活動
 - ④無報酬で行っている活動
 - ⑤佐賀市内における活動

■具体的には次のようなものです

【地域社会活動】地域清掃活動、地域防犯活動、その他自治会の活動など(ただし自発的な活動は含みません) 【青少年健全育成活動】子ども会等の指導者育成活動など 【環境保全活動】環境美化活動、リサイクル活動など 【生涯学習支援活動】文化・芸術活動支援など 【社会福祉活動】高齢者援護活動、障がい者援護活動など

■保険の対象とならない活動・事故

- ・スポーツ活動全般・政治や宗教または営利を目的とする活動・有償で行われる活動(交通費等の実費支給を除く)・自発的な活動や懇親、趣味等を目的とした活動・職場や学校等の行事として行う活動等
- ・活動地への往復途上の事故

☎️ 問い合わせ
本庁 市民活動推進課 市民活動推進係 (アイ・スクエアビル4階)
☎️ 40-7078 FAX 40-2050

■保険の対象となる人

指導者、活動者、活動を伴う参加者
※単なる観覧者や活動を伴わない参加者は除きます。

■保険料は市が負担します

市民のみなさんを被保険者として、市が保険会社と保険契約を結びますので、保険料は全額市が負担します。申し込みや事前登録の手続きは不要です。

■事故発生時には市民活動推進課へ連絡ください。

■保険の内容

区分	保険金額	
傷害保険	死亡	500万円
	後遺障害	15万円～500万円
	入院	3,000円/日(180日以内)
	通院	2,000円/日(180日以内の通院で90日を限度)
	手術	3万円～12万円
※熱中症危険・0157危険担保特約あり		
賠償責任保険	身体障害	6,000万円(1人につき) 3億円(1事故につき)
	財物賠償	300万円(1事故につき)
	※免責金額は10,000円(1事故)	

※平成22年5月1日からの事故については、死亡・後遺障害に対する保険金額が変更となっています。